

オンライン利用の 検討状況

平成28年1月15日

総務省政策統括官（統計基準担当）

- 第20回統計データの二次的利用促進に関する研究会（H27-7-17）

- ・ リモートアクセスを活用したオンサイト利用について、平成28年度を目途に試行を開始することを事務局から説明・議論
- ・ 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 岡本 基リサーチ・アドミニストレーターに出席いただき、「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」（名称は案）の設立などを説明・議論

- 統計委員会の議論（第61回基本計画部会（H27-8-5）等）

- ・ 研究会の議論を踏まえ、次ページ以降の資料を説明し、審議結果がまとめられた

- 今後の課題・予定

- ・ 「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」は3月下旬に開催予定
- ・ 本研究会においても、制度面や技術面に係る課題を引き続き検討いただく

<具体化が必要な主な検討課題>

政府全体の取組、学識者との連携の取組

調査実施者、中央データ管理施設、オンサイト施設それぞれの役割分担

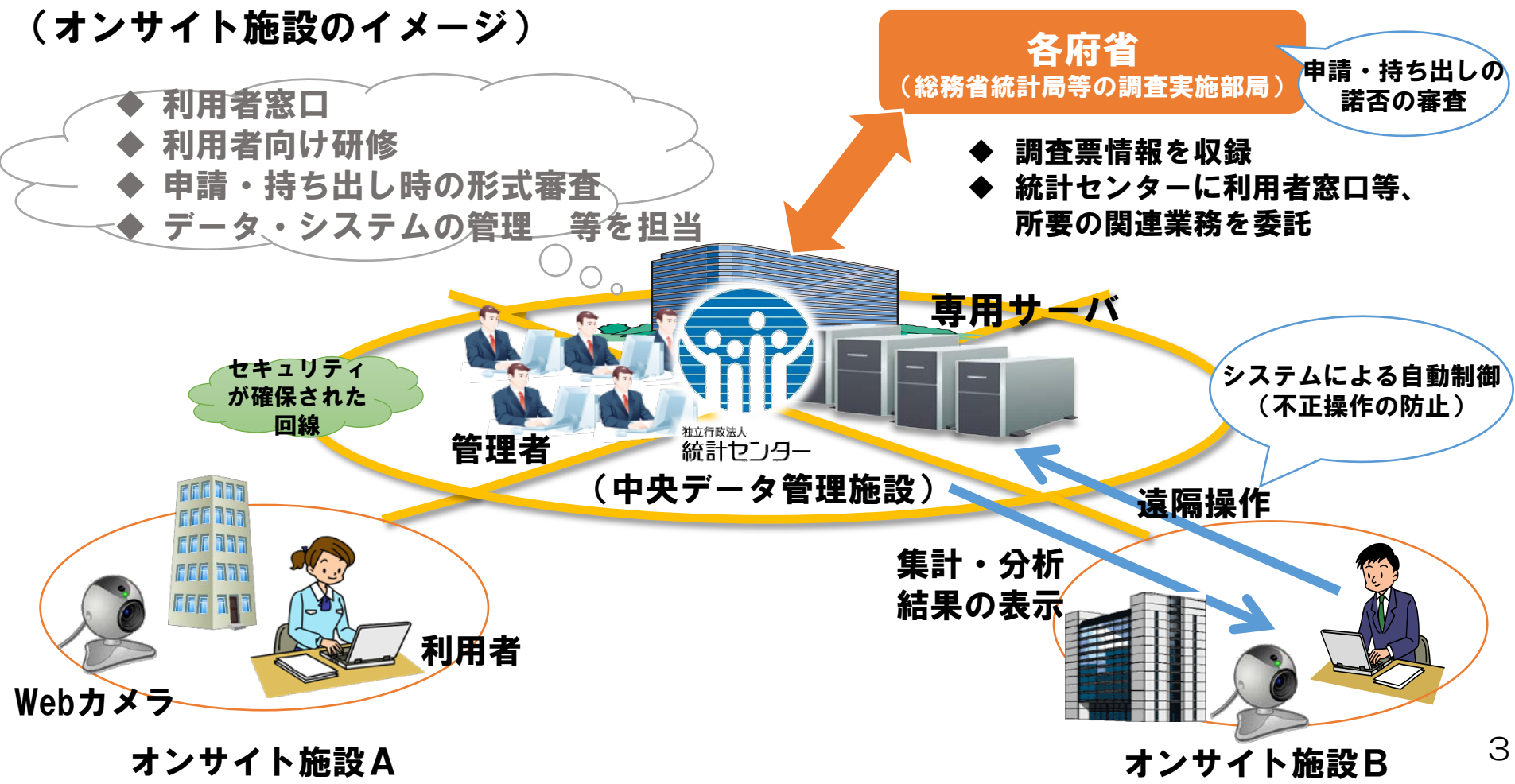
データの利用申請・持ち出し審査等の手続

データの利用環境の整備

2. 調査票情報のオンサイト利用①

- オンサイト利用については、長年にわたる課題であったが、ITの進展等を踏まえ、平成28年度を目的に、リモートアクセスを活用したオンサイト利用の試行を開始する。今後も、総務省政策統括官(統計基準担当)は制度面の検討・関係府省と調整するとともに、総務省統計局は(独)統計センターと連携して技術面を検討する。
※「統計データ・アーカイブ(仮称)」はこの進展を踏まえ検討
- 具体的な試行については、統計局において、学界や各府省の協力を得つつ、統計局の統計調査の調査票情報を主たる対象に、(独)統計センターを中央データ管理施設の管理者として政府共通の基盤とするオンサイト施設を整備する。

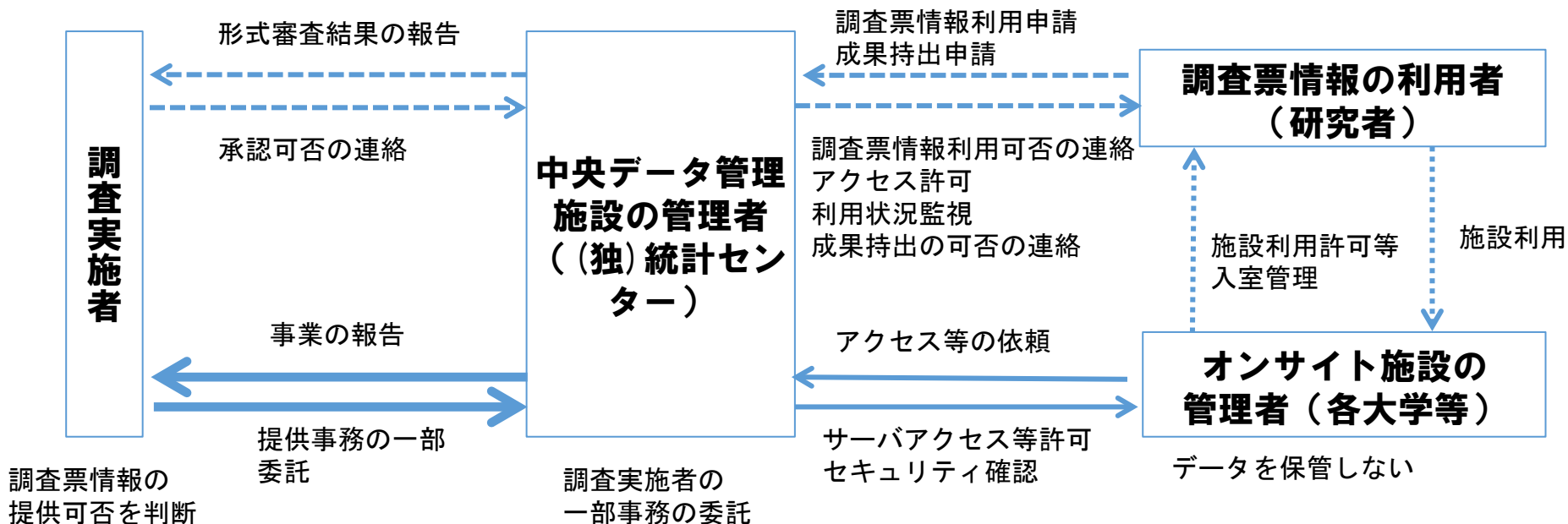
(オンサイト施設のイメージ)



2. 調査票情報のオンライン利用②

利用の流れ

- 申請に係る事務負担の軽減及び探索的(試行錯誤的)な研究分析の実現のため、現状のような詳細な事前申請(作成しようとする集計様式や分析出力様式等)は不要
- 研究成果物(分析結果)を外部に持ち出す際には、秘匿性のチェック



学と官の連携の推進

- オンサイト施設は、国が直接、設置・運用する場合のほか、大学等研究機関の協力を得て全国的なネットワークの構築を目指す。
 - ⇒ オンサイト施設の設置に係る課題の検討などを行うため、「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム」(仮称)が設立される予定。(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が事務局の予定。)
 - ⇒ コンソーシアムには、総務省政策統括官・統計局・(独)統計センターが協力。

● 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（H27-10-2内閣府統計委員会）

8 公的統計の結果提供、二次的利用について

第Ⅱ期基本計画では、調査票情報等の提供及び活用について、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性等を勘案しつつ、サービスの充実や利用条件の見直し等を図ることとされている。

（1）施行状況報告等

総務省では、調査票情報の提供について、関係府省とも連携し、平成28年度にリモートアクセスを活用したオンライン利用の試行を開始する予定である。また、官学が連携してオンライン施設の設置・運営などに係る課題を検討するため、総務省も協力した上で、学識者側において「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム（仮称）」の設立を計画している。オンライン利用の推進については、利用者における集計様式や分析出力様式等を含めた詳細な申請書類の作成作業と各府省における事前申請に係る審査事務の負担軽減に加え、セキュリティ確保の向上も期待される。

また、オーダーメイド集計については、現在も企業の利用を認めているものの利用が低調なことから、学術研究の発展に資すると認める場合には、公表義務など一定の制約を維持しながらも利用条件を緩和することを検討しており、平成28年4月からの施行を目指している。

（2）施行状況等に対する評価

オンライン利用については、セキュリティレベルの向上を図りつつ、調査票情報の利用促進を目指すものとして評価でき、来年度からの試行運用の開始を期待する。

また、オーダーメイド集計については、統計の幅広い利用の促進を目的としたものであり、利用条件の緩和実現に向けて検討することを評価する。

（3）今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

オンライン利用の推進については、必要な予算を確保するとともに、学識者との連携を深めることが重要である。また、その本格運用に向けては、従来の各自の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンライン利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある。

オーダーメイド集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく具体的に説明する必要がある。

また、調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。また、オンライン利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要である。